

広島平和記念資料館収蔵庫等くん蒸業務仕様書

1 目的

本業務は、広島平和記念資料館（以下「資料館」という。）の東館地下1階収蔵庫、本館展示室、東館1階東側廊下等のくん蒸を行い、虫害等から収蔵資料を保護し、適切な保管環境を確保することを目的とする。

2 業務内容

受注者は、公益財団法人広島平和文化センター（以下「発注者」という。）の指示に従い、次のとおり実施する。

(1) 実施場所（別図参照）

ア 資料館東館 地下1階収蔵庫	
収蔵庫1	1, 009 m ³
収蔵庫2	735 m ³
収蔵庫3	1, 469 m ³
収蔵庫4	224 m ³
行政文書庫	228 m ³
一般収蔵庫	1, 004 m ³
収蔵管理室	29 m ³
倉庫（6）（階段横）	26 m ³
（小計）	4, 724 m ³
イ 資料館本館	
展示室（3階防災センター等含む）	4, 842 m ³
（小計）	4, 842 m ³
ウ 資料館東館 1階	
東側廊下（清掃員控室等含む）	407 m ³
荷解き場	206 m ³
（小計）	613 m ³
合計容積	10, 179 m ³

(2) 実施内容

ア 薬剤漏れ箇所の養生及び目張り

薬剤漏れが予想される扉、空調の吹き出し口、壁、床の隙間等には、十分に養生、目張りをする。また消防設備の遮断を行うこと。

イ 投薬及びくん蒸

(ア) 上記(1)ア、イについて

- | | |
|---------|--|
| a 防除対象 | 文化財害虫（成虫、幼虫） |
| b 使用薬剤 | ブンガノン（シフェノトリンと炭酸ガスの混合剤） |
| c 投薬量 | 5 g/m ³ 以上、炭酸ガス濃度3, 000 ppm/m ³ 以上とする。 |
| d くん蒸時間 | 5時間程度 |

(イ) 上記(1)ウについて

- | | |
|---------|--|
| a 防除対象 | 文化財害虫（成虫、幼虫） |
| b 使用薬剤 | ミラクンGX（シフェノトリンと炭酸ガスの混合剤、医薬品） |
| c 投薬量 | 5 g/m ³ 以上、炭酸ガス濃度3, 000 ppm/m ³ 以上とする。 |
| d くん蒸時間 | 2時間程度 |

ウ 薬剤効果の判定

検体として、生物指標（コクゾウムシ）を適当な場所に適宜配置すること。また、その生死判定を行うこと。

エ 排気及び撤去

- (ア) 排気方法 受注者が用意する仮設の排気ファン等を使用した機械排気を行うこと。
- (イ) 撤去 養生、目張りは残らず撤去し、くん蒸作業開始前の状態に復旧すること。

3 履行期間

契約締結日から令和5年1月27日（金）まで

4 くん蒸実施日

令和4年12月30日（金）

上記2(1)ア、イ、ウの作業は並行して行い、30日中の作業完了とすること。ただし、ガス排気作業は20時以降に行うこと。

5 注意事項

受注者は、作業の実施に当たって次の事項に留意すること。

- (1) 展示室及び一般収蔵庫内の資料等を毀損しないよう細心の注意を払い取り扱うこと。
- (2) ガス漏れの恐れのある扉、壁、床の隙間等は、十分目張りし、必要に応じて床上養生等を行うこと。
- (3) 作業中は、文化財虫菌害防除作業主任者を常時配置すること。
- (4) ガス注入中は、実施場所各所のガス漏れを経常的に点検し、労働安全衛生法に定められる労働環境における許容濃度測定値（1,000ppm）以下を保ち、安全確保に十分留意すること。また、残留ガス放出時についても同様とする。
- (5) 実施場所の空調、電気系統設備を遮断・復旧する必要があるときは、発注者の立ち会いのもと行うこと。また、実施場所の消防設備を遮断・復旧する必要があるときは、該当する消防設備士の資格をもった者が行うこと。
- (6) 受注者は、作業中は常に待機すること。また、実施場所周辺を立ち入り禁止とし、その表示を行うこと。具体的な範囲については別紙参照。
- (7) 作業中は館内機械警備が解除となるため、受注者は、必要に応じて有人警備を行うこと。
- (8) 従業員は、受注者名入りの統一した衣服を着用すること。
- (9) 作業中、緊急事態が発生した場合、直ちに発注者に報告すること。
- (10) 業務の実施に当たっては、発注者と事前に協議して、業務の日時、作業方法を決定すること。
- (11) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の関係法令及び労働関係諸法規を遵守すること。

6 報告事項及び検査完了期限

受注者は発注者に対して、次の書類を提出すること。

- (1) 契約締結後速やかに、現場責任者及び従事者の名簿を提出し、あわせて上記5（3）の資格を証する書類の写しを提出すること。現場責任者及び従事者に変更があったときもまた同様とする。
- (2) 契約締結後速やかに、業務実施計画書を提出し、承認を受けること。
- (3) 生物指標の生死による薬剤効果の判定終了後、速やかに次の書類を提出し、承認を受けること。
 - ア 実施報告書
 - イ テストサンプル及び設置図
 - ウ 残留ガス濃度測定表
 - エ くん蒸処理効果判定書
- (4) 上記(3)の実施報告書の提出期限、発注者による検査完了期限は、業務が完了した日から起算し

それぞれ10日目、20日目（ただし、実施報告書を受領した日から起算して10日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。

7 費用の負担

費用の負担区分は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務に必要な範囲内において資料館の施設及び設備を無償で 사용할ことができる。
- (2) 業務実施に係る必要な経費（薬剤、各種判定費用等）はすべて受注者の負担とする。

8 支払期日

支払期日（期限）は、役務の提供が終了した日から起算して60日目に当たる日とする。

ただし、発注者の検査後、請求があった日から起算して30日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。

9 支払方法

代金は、口座振込により支払う。支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が2日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に受注者に支払う。なお、振込手数料が必要な場合は、請求金額から振込手数料を差し引いて受注者に支払う。

10 守秘義務

- (1) 受注者は委託業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする。
- (2) 受注者は、委託業務の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11 注意事項

- (1) 作業日と同日、資料館東館1階売店アオギリにおいても併行して広島市が別途くん蒸作業を行う予定であるため、広島市及び売店アオギリのくん蒸を行う作業者と、当日の動きについてよく打ち合わせを行うこと。
- (2) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については発注者及び受注者で協議し定めるものとする。